

議 事 録

会議名	令和6年度第4回寒川町子ども・子育て会議		
開催日時	令和6年10月7日（月）10:00～10:35		
開催場所	寒川町役場 東分庁舎2階 第1会議室		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	<p>出席者：磯川委員長、高梨副委員長、小林委員、石井委員、藤崎委員、河村委員、白岩委員、和田委員、杉山委員 事務局：宮崎学び育成部長、鳥海子育て支援課長、遠藤副主幹、高橋副主幹、柏木主任主事、野呂技幹、熊倉主査、徳江保育幼稚園課長、岡野学び推進課長、原主査</p> <p>欠席者：志賀委員、菅原委員</p> <p>傍聴者：1名</p>		
議 題	<p>(1) 第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）について</p> <p>(2) 第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメントの実施について</p> <p>(3) その他</p>		
決定事項	<p>議事録承認委員 石井委員、杉山委員に決定</p> <p>(1) 了承</p> <p>(2) 了承</p> <p>(3) その他（報告事項）</p>		
公開又は 非公開の 別	公開	非公開の場合その 理由（一部非公開 の場合を含む）	
議事の経過	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）について</p> <p>【磯川委員長】</p> <p>議題1の第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）について、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>【事務局（遠藤副主幹）】</p> <p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>議題（1）第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）について、前回の会議でお示ししたのものから、軽微な修正を除く変更などを行った部分について御説明させていただきます。</p>		

資料 1 の 2 ページを御覧ください。四角の 2 の計画の位置づけの下から 4 行目の部分ですが、内容に包含するものに、「放課後児童対策パッケージ（令和 5 年 1 2 月 2 5 日発出）に基づく『放課後児童対策の推進に関する行動計画』」の記載がありませんでしたので、こちらを加えました。

これに伴いまして、3 ページの（2）として、放課後児童対策の推進に関する行動計画に関する記載を加えております。

次に、38 ページを御覧ください。3 の第 2 期計画の総括を御覧ください。上から 2 行目ですが、全体を評価する記載がありませんでしたので、「概ね順調に事業を実施することができました」を加えました。

また、3 行目以降の部分ですが、こちらは、藤崎委員からいただいた御意見をどのように反映させるか検討し、修正したものになります。

各基本目標の評価と課題の新型コロナウイルス感染症に関する記載について、年度ごとに細かく感染拡大の社会に対する影響と、その事業への影響を記載することも検討いたしました。やはり総括的な部分でありますので、それは難しいということになりましたので、せめて感染拡大の制限などにはどのようなものがあつたのかが分かるようにしようということで、38 ページに感染拡大に伴う制限などの概要を記載させていただきました。

次に、下から 3 行目を御覧ください。こちらは、どのような事業を位置づけるのかをより明確にするために「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資する」を加えたものです。

続きまして、40 ページ、下から 7 行目を御覧ください。こちらは、近年の子育て家庭を取り巻く状況を、より近年の状況が反映されたものとなるように改めております。

41 ページを御覧ください。2、地域行動計画の策定にあたっての基本的な視点の修正ですが、次世代育成支援対策推進法に基づいて国が策定している次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針について、策定から 10 年経過していることから全体的に見直しが行われ、基本的な視点についても改正されることから修正したものでございます。

市町村行動計画や都道府県行動計画の内容がこども計画と重複するため、こども計画を策定する市町村は、こども計画を次世代育成支援対策推進法に基づく計画であるという形で策定するであろうということから、こども大綱に基づくものは行動計画策定指針に基づいているという整理がしやすいように、行動計画策定指針の文章を、こども大綱を引用するという形で改正されることとなりました。

で、41ページの基本的な視点を、その改正に従って、こども大綱の項目を引用する形で修正いたしました。

次に、44ページを御覧ください。基本目標1、子育て家庭の支援の施策の基本的方向(1)地域での子育て家庭の支援のナンバー2、保育所運営事業(通常保育事業)、こちらの現状値ですが、数値が誤っておりましたので「6箇所」から「2箇所」に修正させていただきました。

続きまして、75ページを御覧ください。(3)認可保育所の見込み量及び確保提供量の内訳を変更させていただいておりますので、その説明を保育幼稚園課よりさせていただきます。

それでは、お願いします。

【事務局(徳江保育幼稚園課長)】

保育幼稚園課、徳江です。御説明させていただきます。

今回、数値を変えたことで資料の差し替えになりました。申し訳ございません。

当初、御説明した資料の中では、令和7年度に認定こども園が開設することから、申込み人数が増えることを想定し、特に1、2歳児については、過去の実績に基づいた申込み率を人口推計に乗じて算定した数値にしております。

5年間の計画の中で最終年度である令和11年に、確保提供量の年齢ごとの定員の内訳を調整することでマイナスを解消するという計画をお示ししておりました。

その後、県に暫定値として報告したところ、マイナスの数値がかなり大き過ぎるという話がありまして、限りなくゼロに近い数値にしてほしいという依頼がありました。ただ、この数値については根拠のある数値で、こちらの子ども・子育て会議にもかけ、また、議会や町の会議にもかけて認められた数値なので変更することは難しいというお話をしながら、何度か神奈川県とやり取りをしたところ、この数値を訂正しないことには承諾し難いというお話をいただきまして、根拠のある数字として、過去の申込み率等を鑑み、その申込み率を見直しまして、今日、お示した数値に変更させていただきました。

【事務局(遠藤副主幹)】

続きまして、80ページを御覧ください。第1回会議において御説明させていただきました量の見込みの算出等の考え方の改訂が、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行を受けて行われることとなりました。その対象となるものは、妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業、こども誰でも通園制度です。

現時点では、9月30日に、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的事項を定めた基本指針を改正する告

示が公布され、それぞれの目標事業量を定める際の参酌基準は示されておりますが、算出等の考え方については、いまだ改訂されていないという状態です。

本来であれば、算出等の考え方の改訂を待って第3期計画の案に盛り込むべきであります。が、パブリックコメントの開始時期が迫っていることと、参酌基準が示されており、案をつくることが可能であることから、今回、追加することといたしました。

なお、パブリックコメントまでに算出等の考え方が改訂され、例えば、延べ人数ではなく実人数で算出する必要があるなどの修正が必要な場合には、必要な修正をした上でパブリックコメントを行い、パブリックコメントまでに算出等の考え方が改訂されない場合は、そのような修正があり得ることを示しつつ、パブリックコメントを行いたいと考えております。

それでは、今回加えます事業について御説明いたします。

まず、妊婦等包括相談支援事業ですが、これは、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産、育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業で、利用者支援事業の一つの型となります。

令和6年の児童福祉法改正により創設され、同年の子ども・子育て支援法改正により地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、計画的な提供体制の整備を進めることとされました。

80ページを御覧ください。現時点においても、妊婦等に対する伴走型相談支援として、子育て支援課ののびのびすくすく担当で実施しており、妊婦等包括相談支援事業についてもこの体制で実施してまいりますので、見込み量及び確保提供量を1か所としております。

81ページを御覧ください。次に産後ケア事業ですが、産婦が安心して子育てができるよう、退院直後の産婦及びその乳児に対して、宿泊型、デイサービス型、訪問型により、心身のケア、育児支援等を行う事業です。

令和6年の子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、計画的な提供体制の整備を進めることとされました。

推計人口の減少に伴って、本事業の対象となる産婦は減少していくと見込んでおりますが、事業の認知度などの高まりに伴って利用者が増加すると見込んでおり、確保提供量は見込み量と同数としております。

なお、こども誰でも通園制度については、令和7年度に実施する場合は計画に定める必要がありますが、町においては、令和7年度においては実施されないため、今回は定めておりません。

次に、87ページを御覧ください。(11)放課後児童クラブですが、確保提供量の内訳の数値を見込み量の割合に応じる形で前回から修正させていただいております。また、この表につきましては、95ページと内容が同じものとなってございますが、修正漏れがございましたので、95ページにつきましては差し替えをお願いいたします。

説明は以上となります。

【磯川委員長】

説明が終わりました。質問のある方はいらっしゃいますか。

【藤崎委員】

41ページの地域行動計画の策定に当たっての基本的な視点について、前回頂いた資料と全然違う内容になっているので、もう一回説明をお願いしたいです。あと、(1)に第2、(2)の下に1があり、(2)、(5)、(6)の次に3があり、(3)の中の1の次に(4)があって、何と対応させてみたらいいのか、教えていただきたいです。

【事務局（鳥海子育て支援課長）】

早いところでは、こども計画をつくっている市町村があります。そのこども計画の中に、次世代育成の行動計画を定めているという市町村が多くなっています。

こども計画については、こども大綱というものを踏まえて定めることになっておりまして、次世代の行動計画については、指針に基づいて定めることになっております。

こども計画の中に次世代の行動計画が包含されているときに、こども大綱と次世代の指針とが書きぶりが違うと、こども大綱の中に入っている次世代の行動計画が何に基づいているのかというのが分かりづらくなってしまいますので、こども大綱と次世代の指針、これらの書きぶりを合わせることによって、整理されました。

四角2の(1)、(2)、(3)というのは、この資料の上から順に連番になっていて、そこに載っている「第2」とか、「1(2)多様な遊びや体験」については、こども大綱の見出しをそのまま載せています。必要などころだけ抽出していますので、順番が飛び飛びになっています。

【藤崎委員】

こども大綱は、この中には載っていないので、これを読んでそれを読み取るというのは難しいと思います。例えば、数字は、こども大綱の必要などころを抜粋していますみたいなのも書いてあれば、分かりやすいかなと思います。

【事務局（鳥海子育て支援課長）】

説明のところに、「こども大綱における次の各項目の」と書いて

はあるのですが、今の私の説明がなければ、ぱっと見ただけでは分かりづらいという部分はあるかなと思います。こども大綱自身を載せられれば、資料として載せるなどの検討もしたいなと思っています。

【河村委員】

これについては書きぶりの問題であって、「こども大綱における各項」という項を、これの中にそのまま入れるのではなく、例えば（２）、（５）、（６）となっているのであれば、それぞれを「・」の項目として、後ろに括弧書きで、こども大綱は何々（２）というふうにやれば引用になります。こども大綱の項立てと、ここでの項立てを混ぜないほうがいいと思います。

【磯川委員長】

ほかに質問ございますか。

なければ、次に行きたいと思います。

（２）第３期寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメントの実施について

【磯川委員長】

それでは、議題２の第３期寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメントの実施について、説明をお願いします。

【事務局（遠藤副主幹）】

議題２、第３期寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメントの実施について、説明させていただきます。

この計画策定は、寒川町パブリックコメント手続に関する規則第３条第４号に該当することから、当該規則に従ってパブリックコメント手続を実施する必要があります。

また、子ども・子育て支援法第６１条第８項の規定により、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更しようとするときは、広く住民の意見を求めるなど「住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるもの」とされておりますので、そういった点からもパブリックコメント手続を実施する必要があります。

こちらの資料２を御覧ください。こちらは、パブリックコメント手続において、閲覧場所に配架する意見募集のチラシの（案）と計画（案）の概要版、意見提出用紙となります。

意見募集のチラシを御覧ください。チラシ表面には、御意見を募集する旨、計画の概要、施策の推進、裏面には、資料全編の閲覧方法、いただいた御意見の取扱いについて、お問合せ先、御意見の提出方法を記載しており、概要版については、計画策定の趣旨、基本的な考え方、施策の９０事業、子ども・子育て支援法により定めら

れた事業の幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策と、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、確保方策の計画初年度と計画最終年度の内容を記載しております。

意見の募集期間は、11月1日から12月1日を予定しております。

計画（案）の閲覧場所は、チラシ裏面の資料全編の閲覧方法に記載しております場所となりまして、パブリックコメント手続の規則で定められた場所のほかに、子育て支援センター、町内の小児科や産婦人科、町内保育園、町内幼稚園、各児童クラブを追加しております。これらの場所において、計画（案）1部を閲覧に供します。

また、ホームページ上で計画（案）を見て、意見を提出される方もいらっしゃると思いますので、スマートフォンでも検索しやすいように、募集チラシに二次元コードを載せます。二次元コードの読み取りについては、ホームページへの公開予定日の10月29日から使用可能となります。

御意見の提出については、意見提出用紙または任意の書式に、氏名、住所（町外在住の場合は勤務先、通学先を記載）、第3期計画への御意見の記入事項を、閲覧場所に設置します回収箱に投函していただくか、子育て支援課窓口へ直接御持参いただく方法、または記入事項を電子メールで送信していただく方法がございます。

【磯川委員長】

何か質問はありますか。

特に質問がないようですので、次に移らせていただきます。

(3) その他

【磯川委員長】

それでは、議題3のその他ですが、皆さんのほうから何かございますか。

なければ、事務局のほうからありましたら、お願いします。

【事務局（岡野学び推進課長）】

それでは、その他に記載させていただいております、令和7年度から寒川町放課後児童クラブ保育料を見直すことの報告について説明させていただきます。

現在、児童クラブの保育料は1か月1万1,000円で、クラブの運営については、NPO法人寒川学童保育会に委託して実施しております。

この1か月1万1,000円という保育料ですが、実は20年近く値上げはしておりません。

ただ、委託先のほうからは、近年の物価上昇や最低賃金の上昇など社会情勢が大きく変化している中で、現状の保育料では運営が厳

	<p>しい旨の御相談をここ数年間継続して受けている状況でしたが、コロナ禍ということもあって、社会全体が不安定な状況もございましたことから、保育料の見直しは見送った状況でした。</p> <p>しかし、今年度に入って委託先と話し合いを重ねた結果、令和7年度から月額1,000円の値上げを認めることとし、令和7年度からは、1か月1万2,000円に見直すことといたしましたので御報告をするものです。</p> <p>近年の物価上昇や最低賃金の上昇もそうですが、何よりも保育に携わる支援員の皆様が、適正な労働環境の下、健全な保育をしていただくことが大切な事業となりますので、保育料の見直しを行ったものです。</p> <p>なお、9月の町議会文教福祉常任委員会協議会におきましても、この保育料の見直しについては報告をしております。</p> <p>また、周知につきましては、既に配布が始まっております令和7年度の利用の手引の配布に合わせて、保育料の変更のお知らせをしております。</p> <p>【磯川委員長】</p> <p>何か質問ございますか。</p> <p>なければ、議題のほうは全て終わりましたので、あとは事務局のほうにお返しいたします。</p> <p>【事務局（鳥海子育て支援課長）】</p> <p>本日は貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>11月1日から12月1日までパブリックコメントを実施し、その結果について、次回の第5回会議で、いただいたご意見や町の考え方、それを踏まえた最終的な計画案をご提示して、ご承認いただければと思っておりますので、ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは、これをもちまして、令和6年度第4回寒川町子ども・子育て会議を終了させていただきます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
<p>配付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画（案） ・資料2 第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）概要版
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>石井委員、杉山委員（令和6年10月30日確定）</p>